

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

改正案		現行	
(様式第18号の3)(第7条関係)		(様式第18号の3)(第7条関係)	
<p>産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項 第2項 の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>		<p>産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項 第2項 の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所		産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類		産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)		産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 残余埋立容量 $m^3$	産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 残余埋立容量 $m^3$

<p>法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件</p>	
<p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量見込み（石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、省令第 12 条の 7 の 16 第 1 項第 5 号の 2 又は第 6 号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）</p>	
<p><u>非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合にあつては、当該一般廃棄物が生じた時期及び地域</u></p>	

<p>法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件</p>	
<p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量見込み（石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、省令第 12 条の 7 の 16 第 1 項第 5 号の 2 又は第 6 号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）</p>	

(様式第18号の4) (第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の  
設置届出受理書

年 月 日

様

長野県知事 印

年 月 日付けで提出のあった産業廃棄物処理施設設置者に係る一般  
廃棄物処理施設の設置届出書について、受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処理施設において処理  
する一般廃棄物の種類（石綿含有  
産業廃棄物の熔融施設である場合  
にあつては、石綿含有一般廃棄物  
を処理する旨、省令第12条の7の  
16 第1項第5号の2又は第6号に  
掲げる施設（水銀処理物に係るも  
のに限る。）である場合にあつて  
は、水銀処理物を処理する旨）

産業廃棄物処理施設に係る許可の  
年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

法第15条の2第4項の規定により  
産業廃棄物処理施設に係る法第15  
条第1項の許可に付された条件

非常災害のために必要な応急措置  
として非常災害により生じた一般  
廃棄物を処理する場合にあつて  
は、当該一般廃棄物が生じた時期  
及び地域

(様式第18号の4) (第7条関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の  
設置届出受理書

年 月 日

様

長野県知事 印

年 月 日付けで提出のあった産業廃棄物処理施設設置者に係る一般  
廃棄物処理施設の設置届出書について、受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物処理施設において処理  
する一般廃棄物の種類（石綿含有  
産業廃棄物の熔融施設である場合  
にあつては、石綿含有一般廃棄物  
を処理する旨、省令第12条の7の  
16 第1項第5号の2又は第6号に  
掲げる施設（水銀処理物に係るも  
のに限る。）である場合にあつて  
は、水銀処理物を処理する旨）

産業廃棄物処理施設に係る許可の  
年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

法第15条の2第4項の規定により  
産業廃棄物処理施設に係る法第15  
条第1項の許可に付された条件